

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

日本開閉器工業株式会社
取締役社長 大橋 智成
(JASDAQ・コード 6943)
問合わせ先
取締役 赤池 秀樹
T E L 044-813-8026

定款の一部変更に関するお知らせの追加

当社は、平成 18 年 5 月 26 日に「定款の一部変更に関するお知らせ」をリリースさせて頂きましたが、より明確化いたしましたので、改めてお知らせいたします。なお、5 月 26 日に添付した定款そのものの修正あるいは訂正はありません。

記

変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)等が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 会社の機関として、取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を設置する旨の規定として、第 4 条(機関)を新設するものであります。
 - ② 株式の消却を行っても授権株式数は、総会または定款で減少すると定めない限り減少しないとされるため、現行定款第 5 条(会社が発行する株式の総数)ただし書き以下を削除するものであります。
 - ③ 株券を発行する旨の規定として、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ④ 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ⑤ 名義書換代理人から株主名簿管理人への名称変更および委託事務内容の変更を行うため、第 13 条(株主名簿管理人)と変更するものであります。
 - ⑥ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行うための規定として、現行定款第 16 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
 - ⑦ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を充分に掲載できる方法として、第 21 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

- ⑧ 取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ⑨ 会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、第 6 章 会計監査人 を新設するものであります。

(2) 上記(1)以外の理由のもので、特に重要なと思われる定款変更は以下の通りです。その他のものは、次頁以降をご参照ください。

- ① 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条(公告方法)につき所要の変更を行うものであります。また、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- ② すべての取締役について選任後 2 年の任期とし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第 20 条(任期)2 項を削除するものであります。

以上

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当会社は、日本開閉器工業株式会社と称し、英文では、NIHON KAIHEIKI IND. CO., LTD. と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 電気機器及びその部品の製造並びに販売	
(2) 前号に附帯又は関連する一切の業務	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を川崎市に置く。	第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機関)
(公告方法)	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
第4条 当会社の公告は、 <u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
	(公告方法)
	第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(会社が発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、2,600万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第6条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、2,600万株とする。
(新 設)	(株券の発行)
(自己株式の取得)	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得)
(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第7条 当会社の <u>1 単元の株式数</u> は、1,000株とする。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
2. 当会社は <u>1 単元の株式数</u> に満たない株式（以下「 <u>単元未満株式</u> 」という）にかかる株券を発行しない。 <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第9条 当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。
(新 設)	2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元株式数</u> に満たない数の株式（以下「 <u>単元未満株式</u> 」という）に係る株券を発行しない。 <u>但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式についての権利)
第8条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数</u> となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(株券の種類)	(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
第9条 当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。	(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
	(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
	(4)次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
	第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数</u> となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株券の種類)	(株券の種類)
	第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。	第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びその抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
(基準日)	(削除)
第11条 当会社は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	
2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。	
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第12条 株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、手数料、その他株式に関する取扱については取締役会で定めた株式取扱規則による。	第14条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
<p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。</p> <p>3. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、社長がこれに任せ、社長に事故があるときは、取締役会の決議を以ってあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに任ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数によってこれを決める。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、議決権のある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議 事 錄)</p> <p>第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載又は記録し、これに議長並びに出席した取締役が署名若しくは記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、社長がこれに任せ、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに任ずる。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第17条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(決 議)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議 事 錄)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第21条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。	第22条 (現行どおり)
(選任決議)	(選任決議)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第23条 (現行どおり)
2. 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u>	2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、 <u>就任後2年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第24条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了すべき時まで</u> とする。	(削除)
(招集通知)	(招集通知)
第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第25条 (現行どおり)
(新設)	(取締役会の決議の省略)
(取締役会規則)	第26条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。
第22条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則)
(代表取締役)	第27条 (現行どおり)
第23条 取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を若干名定める。	(代表取締役)
2. 代表取締役は、各々会社を代表する。	第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
(役付取締役)	2. (現行どおり)
第24条 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を定め、必要に応じ会長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。	(役付取締役)
(報酬)	第29条 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を定め、必要に応じ会長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。
第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを決める。	(報酬等)
(相談役、顧問)	第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
第26条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。	(相談役、顧問)
	第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(員 数) 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任決議) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(員 数) 第33条 (現行どおり) (選任決議) 第34条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任 期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第30条 監査役は、その互選により常勤監査役を選任する。	(常勤監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。
(招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(招集通知) 第37条 (現行どおり)
(監査役会規則) 第32条 監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第38条 (現行どおり)
(報 酬) 第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを決める。	(報酬等) 第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	(選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。 (任 期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(決算期)	(事業年度)
第34条 当会社の <u>決算期</u> は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第43条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年 <u>4月1日から翌年3月31日までの1年</u> とする。
(利益配当金の支払)	(剰余金の配当の基準日)
第35条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。	第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(中間配当)	(中間配当)
第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して、商法第293条ノ5による金銭の分配(以下「中間配当」という)をすることができる。	第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金支払)	(配当の除斥期間)
第37条 利益配当金及び中間配当は、その支払開始日から満3年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。	第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2. 利益配当金及び中間配当には利息を付けない。	2. 期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。